

議案第 5 3 号

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の附属機関の表北本市特別職報酬等審議会の項職務の欄中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。